

平成30年度下呂市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

令和元年8月23日

下呂市監査委員

監査第 37 号
令和元年 8 月 23 日

下呂市長 服 部 秀 洋 様

下呂市監査委員 杉 山 好 巳
下呂市監査委員 中 島 博 隆

平成 30 年度財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 30 年度下呂市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

平成30年度 財政健全化及び経営健全化審査意見

1 審査の対象

審査は、提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和元年7月19日から令和元年7月31日まで

3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	12.91
連結実質赤字比率	—	—	17.91
実質公債費比率	13.1	13.3	25.0
将来負担比率	11.5	—	350.0

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「—」と表示している。

(2) 資金不足比率

(単位:%)

区 分	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下呂温泉合掌村事業会計	—	—	20.0
金山病院事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
下水道事業特別会計	—	—	20.0

資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示している。